

自動写真撮影機設置手順の概要

I. 現地確認
現地説明会等はありません。施設管理者に連絡の上、各自で場所の確認を行ってください。
II. 質問の受付
令和7年8月25日(月)15時までに、ファクス、電子メール、郵送または直接持参の方法で到達した場合のみ受け付けします。(回答は同月27日(水)15時頃、市ウェブサイトに掲載予定。)
III. 応募手続き
応募者は、必要書類に所定の事項を記入・押印の上、受付期間内に郵送(受付最終日まで に必着)、または直接持参により提出してください。 【受付期間】 令和7年8月18日(月)から同月29日(金)17時30分まで ※本庁業務時間外は郵送のみ可 【受付場所】 富田林市役所1階 市民窓口課(2番窓口) 【必要書類】 1. 応募申込書 2. 誓約書 3. 設置する自動写真撮影機のカatalog 4. 設置図面
IV. 設置予定事業者の決定
応募者が提案した販売還元率の高い順に候補順位を決定し、最も高位にある応募者を設置 予定業者とし、通知を行います。ただし、その後に行う資格審査の結果、応募資格を満たさな いと判断した場合は、その決定を取り消し、次点の応募者を新たに設置予定事業者と決めます。応 募者が1社であっても決定された場合は有効とします。
V. 設置予定事業者決定後の流れ
設置予定事業者に選定された事業者は、本市が指定する日までに資格審査のための証明書 等の書類を提出してください。本市は、当該書類等による資格審査を行い、適当と認めたときは 設置事業者に決めます。 【提出期間】 別途、設置予定事業者にお知らせします。 【提出場所】 富田林市役所1階 市民窓口課 【必要書類】 1. 行政財産使用許可申請書 2. 証明書類 3. 税務署発行の納税証明
VI. 契約の締結
「自動写真撮影機の設置に関する契約」(別添参照)の締結
VII. 自動写真撮影機の設置(使用許可の開始)
令和8年4月1日(水)以降に、設置事業者による自動写真撮影機の設置及び電気使用量子 メーター(計量法に定める検定合格済のもの。)の設置を行ってください。